## 共同住宅建築事業に係る事前協議について

## 共同住宅を建築する全ての事業が対象になります

集合住宅のごみ集積施設は、住民の生活環境を良好に保つために欠かせない施設です。 集合住宅建築の事業主の皆様におかれましては、ごみの分別がしやすく、清潔に維持管理 ができるごみ集積施設の設置にご理解とご協力をお願いします。

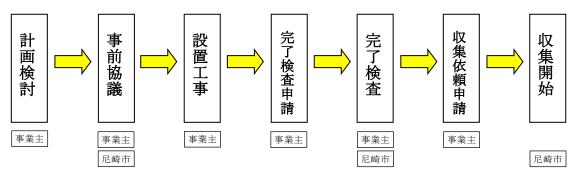
ごみ集積施設は、ごみ集積施設の設置等に関する「**開発基準・技術基準」**を遵守し、 共**同住宅の敷地内**に設置してください。

なお、同開発基準・技術基準は、尼崎市ホームページでも公開しています。

- ○尼崎市ホームページのトップページから「開発基準」を検索
- ○「尼崎市住環境整備条例施行規則 開発基準・技術基準」を選択
- $\Rightarrow$ 第6章 ごみ集積施設 (51~53ページ) をご覧ください。

## ◆ごみ集積施設の設置についての手続き

ごみ集積施設の設置についての検討・設置から入居後の家庭ごみの収集開始までの手続きの流れは、次のとおりです。



集積所の設置にあたり計画検討される際は、あらかじめご連絡のうえ、必ず業務課にお越しいただき、事前協議を行ってください。事前のご相談もお受けします。

- ■事前協議申請に関する提出書類(各1部)
  - (1) 事前協議申請書 (開発指導課への申請書写し)
  - (2) 事前協議書(業務課への申請書原本)
  - (3) 建物位置図
  - (4) 集積施設配置予定図(建物1F配置図)
  - (5) 集積施設詳細図(※平面図、立面図に内法面積で記入)
- ■集積所完了検査及び収集依頼書は収集開始の10日前までにご連絡ください。
- ■事前協議完了後に集積施設の変更等がある場合は必ず業務課までご連絡ください。

お問い合わせは… 尼崎市経済環境局 環境部 業務課

Tel: 06-6374-9999 Fax: 06-6409-1193